

令和7年第2回

中札内村議会臨時会会議録

令和7年5月9日（金曜日）

◎出席議員（8名）

1番	船田幸一君	2番	北嶋信昭君
3番	大和田彰子君	4番	木村優子君
5番	福原一斉君	6番	戸水隆君
7番	宮部修一君	8番	中井康雄君

◎欠席議員（0名）

◎地方自治法第121条の規定による説明のための出席者

中札内村長 森田匡彦君

◎中札内村長の委任を受けて出席した者

副村長	山崎恵司君	総務課長	中道真也君
住民課長	平山直人君	総務課長補佐	下浦強君
住民課長補佐	山本一美君		

◎職務のため出席した議会事務局職員

議会事務局長 平澤悟君 書記 北嶋和美君

◎議事日程

日程第	1		会議録署名議員の指名
日程第	2		会期の決定
日程第	3	承認第 1号	令和6年度中札内村一般会計補正予算の専決処分の承認について
日程第	4	議案第21号	中札内村税条例の一部を改正する条例の制定について
日程第	5	議案第22号	財産の取得について
日程第	6	議案第23号	令和7年度中札内村一般会計補正予算について

◎開会宣告

- 議長（中井康雄君） ただいまの出席議員数は8人です。
定足数に達しておりますので、ただいまから令和7年第2回中札内村議会臨時会を開会いたします。
ただちに、本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、あらかじめお手もとに配布したとおりです。

◎ 日程第1 会議録署名議員の指名

- 議長（中井康雄君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、3番大和田議員と4番木村議員を指名いたします。

◎ 日程第2 会期の決定

- 議長（中井康雄君） 日程第2、会期の決定を議題にいたします。
お諮りします。
この臨時会の会期は、本日1日にしたいと思います。
このことに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（中井康雄君） 異議なしと認めます。
したがって、会期は本日1日に決定いたしました。

◎日程第3 承認第1号 令和6年度中札内村一般会計補正予算の専決処分の承認について

- 議長（中井康雄君） 日程第3、承認第1号、令和6年度中札内村一般会計補正予算の専決処分の承認についてを議題にいたします。
提出者から提案理由の説明を求めます。
森田村長、登壇願います。

（森田匡彦村長登壇）

- 村長（森田匡彦君） 提案の趣旨についてご説明申し上げます。
本案件は、ふるさと納税額の確定や村内事業所よりスポーツ、文化、商工業の振興を目的とした寄附があり、積立予算に不足が生じたこと、また、令和6年度ふるさと納税の3月寄附受付分の一部返礼品の発送完了が困難なこと、物価高騰対策やにぎわいづくり起業者等支援事業を令和7年度も継続するため、令和7年度へ予算を繰り越す必要があることから、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分したものであります。
詳細につきましては、担当課長より説明申し上げますので、よろしくご審議、ご承認くださいますようお願い申し上げます、説明を終わります。

○議長（中井康雄君） 補足説明、中道総務課長。

○総務課長（中道真也君） 承認第1号、令和6年度中札内村一般会計補正予算の専決処分の承認について、補足説明を申し上げます。

黒ナンバー2番、令和6年度中札内村一般会計補正予算、令和7年専決第1号をご用意いたします。

1ページをお開きください。

既定の歳入、歳出予算の総額から、それぞれ1億9,313万4,000円を減額し、総額を56億1,528万7,000円に調整したものであり、議会を招集する時間的余裕がないことから、令和7年3月31日、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したものであります。

また、専決処分の主な内容としまして、令和6年度におけるふるさと応援寄附金について、当初予算において7億円と推算し、計上を行ったところでありますが、この度、令和6年度におけるふるさと応援寄附金がクラウドファンディング分を含みまして5億500万円余りと確定したこと、また、関連する経費総額の確定及び使途割合の変更のほか、道内企業からの寄附が1件あったことから基金積立を追加するため、関連する歳入、歳出予算を専決処分したものであります。

次に、7ページをお開きください。

最初に歳入からご説明申し上げます。

10款地方交付税、1項、1目地方交付税、説明欄上段、普通交付税17万円の追加は、ふるさと納税の確定等に伴い財源調整するものです。

次に、17款寄附金、1項寄附金、1目特別寄附金4,269万6,000円の追加は、こちらは、寄附金のうちクラウドファンディングを除く、ふるさと納税寄附金の使途指定を受けた寄附金や村民等からいただいた使途指定を受けた寄附金となっています。

福祉基金寄附金は、ふるさと納税額の確定及び使い道指定割合の変更及び村民からいただいた特別寄附金の額確定により追加をするものです。

次に、豊かな環境等創成基金寄附金、ふるさと活性化基金寄附金、教育振興基金寄附金は、いずれもふるさと納税額の確定及び使い道指定割合の変更によるものです。

また、食と農業農村振興基金寄附金につきましては、ふるさと納税額の確定及び使い道指定割合の変更、また、クラウドファンディング寄附金の財源としておりましたふるさと活性化基金分につきましては、積立額を減額し、同額を食と農業農村振興基金へ積立するため、変更をするものです。

次に、スポーツ振興基金及び文化振興基金並びに商工業振興基金寄附金は、村内企業1社からの特別寄附金があったことにより追加をするものです。

また、特別寄附金の最下段、ふるさと納税クラウドファンディング2,000万円の減額は、クラウドファンディングに係る寄附額及び諸経費の確定によるもの、また、先ほどご説明いたしました寄附金額の基金充当分について、ふるさと活性化基金から食と農業農村振興基金へ変更するため2,000万円を減額するものです。

それぞれ寄附金を積立するため歳出にも同額を予算計上しておりますので、歳出での説明は省略させていただきます。

次に、2目一般寄附金2億3,600万円の減額ですが、こちらは、ふるさと応援寄附金及びクラウドファンディングに係る諸経費分に当たるもので、それぞれ額の確定により減額をするものであります。

上段のふるさと応援寄附金1億7,459万8,000円は、クラウドファンディング以外のふるさと応援寄附金に係る諸経費分に当たるもので、額の確定とあわせまして、保育料無料化分の財源充当を行うため減額をするものです。

また、下段のふるさと納税クラウドファンディング6,140万2,000円の減額は、クラウドファンディングに係る諸経費分の確定により減額をするものです。

次に、歳出の説明になります。

8ページをご覧ください。

説明欄下段、ふるさと納税費2億3,583万1,000円の減額は、ふるさと納税に係る事務報酬、返礼品に係る報償費、旅費、需用費のほか、返礼品の運搬料、クレジット払いなどの決済手数料、ふるさと納税サイト掲載委託、使用料及び賃借料等では、サイト使用料など支出額がほぼ確定したことから減額をするものです。

なお、黒ナンバー4番、議案関係資料1ページにふるさと納税に対する各基金等への積立配分状況、経費額等を添付しておりますので、ご覧をいただきたいと思います。

最後になります。

4ページにお戻りください。

第2表繰越明許費補正ですが、繰越明許費の追加となります。

2款総務費の中札内村商工共通商品券臨時支給事業は、国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の推奨事業に当たる事業で、1世帯当たり1万円分の商品券を配付するもので、18歳以下の子供がいる世帯へ更に1万円分を加算し配付するものです。年度内に受け取りができなかった方のため、追加をするものであります。

また、その下段、ふるさと納税事業は、返礼品に係る報償費、運搬料等について、年度内の完了が困難なことから、繰越明許費として追加をするものです。

次に、その下段、3款民生費、物価高騰対策給付金事業は、国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の低所得者枠事業として、令和6年度住民税非課税世帯へ3万円を給付するもので、そのうち18歳以下の子供がいる世帯へは、子供1人につき2万円を加算するものです。また、令和6年度に実施した定額減税において、減税額に不足が生じた世帯へ不足額を給付するため、それぞれ令和7年度事業の財源として追加をするものです。

次に、下段、6款農林業費、堆肥化施設製造堆肥臨時助成金は、村内で堆肥等の製造、販売を行っている事業所へ助成を行い、販売価格を下げて堆肥等を販売してもらい、物価高の影響を受けている畑作農家等への支援を行うため、追加をするものです。

次に、その下段、7款商工観光費、運送事業者臨時支援金は、燃料価格高騰等の影響を受けている村内運送事業者に対して、安定的な物流の維持、確保を図るため、臨時的支援を行うため追加をするものです。

次に、その下段、にぎわいづくり起業者等支援事業補助金は、村内のにぎわいづくりのため、商工業の事業進出及び拡大等を支援するため追加をするものです。

以上で補足説明を終わります。

○議長（中井康雄君） これで提案理由の説明を終わります。

承認第1号に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（中井康雄君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

承認第1号に対する討論を行います。
討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(中井康雄君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

承認第1号、令和6年度中札内村一般会計補正予算の専決処分の承認についての採決をいたします。

この承認のとおり決定することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

○議長(中井康雄君) 異議なしと認めます。

したがって、承認第1号は承認されました。

◎日程第4 議案第21号 中札内村税条例の一部を改正する条例の制定について

○議長(中井康雄君) 日程第4、議案第21号、中札内村税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題にいたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

森田村長、登壇願います。

(森田匡彦村長登壇)

○村長(森田匡彦君) 提案の趣旨についてご説明申し上げます。

本案件は、国において本年3月31日付で公布、原則として4月1日から施行された地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律並びに地方税法施行令の一部改正に伴い、村税条例の内容を調整する必要が生じたことから、本村条例の一部改正を行うものであります。

詳細につきましては、担当課長より説明申し上げますので、よろしくご審議、ご決定くださいますようお願い申し上げます、説明を終わります。

○議長(中井康雄君) 補足説明、平山住民課長。

○住民課長(平山直人君) 第21号議案、中札内村税条例の一部を改正する条例の補足説明をいたします。

黒ナンバー4番、議案関係資料の2ページをお開きください。

今回の改正は、いずれも地方税法等の改正に伴うものですが、条例本文のほか附則の一部改正が混在しており、新旧対照表による説明では分かりにくいことから、改正概要をまとめた資料をもとに、要点のみを抜粋して説明いたします。

なお、改正概要のほかに関連いたします上部法等は、米印により示しておりますが、条項の繰り上げ、繰り下げや簡易な字句修正などにつきましては、資料をご参照いただくことをお願い申し上げます、説明を一部省略させていただきます。

また、改正に係る施行日は項目ごとの最下段に記載しておりますので、個々の説明については省略させていただきます。

まず、2ページ上段の1、賦課徴収の関係でございますが、(1)は公示送達を規定するもので、税条例18条の関係となりますが、公示送達についてインターネットを用いる方法の定義を示した省令改正に伴い改正するものでございます。

次に、ページ中段の2、村民税関係、(1)所得控除を規定する税条例第34条の2の関係ですが、所得割の控除すべき金額について、特定親族特別控除額を新設、追加するもので

ございます。

次に、ページ下段の(2)は、村民税の申告を規定する税条例第36条の2第1項の関係ですが、特定親族特別控除の創設に伴う給与所得者又は公的年金等受給者の個人住民税申告義務に係る規定の整備を行うものです。

次に、3ページ中段の(4)は、個人の村民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書を規定する税条例第36条の3の2第1項の関係ですが、扶養親族等申告書の記載事項について特定親族を新設、追加するものです。

(5)は、個人の村民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書を規定する税条例第36条の3の3第1項の関係ですが、特定親族特別控除の増設に伴う公的年金等受給者の扶養親族等申告書に係る提出義務規定等の整備を行うものです。

次に、4ページ上段、3、固定資産税関係、(1)法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合を規定する税条例附則第10条の2の関係ですが、法改正に伴い第14項を削除するものです。

次に、ページ中段、4、軽自動車税関係、(1)種別割の税率を規定する税条例第82条の関係ですが、軽自動車税種別割の標準税率の区分の見直しに伴う税率区分の改正で、総排気量が0.125リットル以下かつ最高出力が4.0kW以下の原動機付自転車について2,000円に改正するものです。

次に、5ページ上段、(2)種別割の減免を規定する税条例第89条第2項の関係ですが、軽自動車税種別割の標準税率の区分の見直しに伴う減免申請書の記載事項に係る規定の整備をするものです。

次に、(3)身体障害者等に対する種別割の減免を規定する税条例第90条第2項及び第3項の関係ですが、マイナ免許証の運用開始に伴う減免申請時の運転免許証の提示義務に係る規定等の整備をするものです。

次に、ページ中段、5、たばこ税の関係、(1)加熱式たばこに係るたばこ税の課税標準の特例を規定する税条例附則第16条の2の2の関係ですが、加熱式たばこに係る市町村たばこ税の課税標準の特例を規定するものです。

次に、ページ下段、6、特別土地保有税関係、(1)特別土地保有税の減免を規定する税条例第139条の3の関係、及び、6ページ上段、7、入湯税関係、(1)入湯税に係る特別徴収の経営申告を規定する税条例第147条の関係ですが、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正に伴い改正するものです。

なお、前段の説明で申し上げたとおり、施行日に関しましては、項目ごとに記載するとおり、本年4月1日、令和8年1月1日、令和8年4月1日、地方税法等の一部を改正する法律附則第1条第12号に掲げる規定の施行日の4段階にわたる改正となっております。

以上で村税条例の一部改正に係る補足説明を終わります。

○議長(中井康雄君) これで提案理由の説明を終わります。

議案第21号に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(中井康雄君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

議案第21号に対する討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(中井康雄君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

議案第21号、中札内村税条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

この議案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

○議長(中井康雄君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第21号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第5 議案第22号 財産の取得について

○議長(中井康雄君) 日程第5、議案第22号、財産の取得についてを議題にいたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

森田村長、登壇願います。

(森田匡彦村長登壇)

○村長(森田匡彦君) 提案の趣旨についてご説明申し上げます。

本案件は、総合行政システム機器の更新に伴い、北海道市町村備荒資金組合より譲り受けようとするものであります。

詳細につきましては、担当課長より説明を申し上げますので、よろしくご審議、ご決定くださいますようお願い申し上げます、説明を終わります。

○議長(中井康雄君) 補足説明、中道総務課長。

○総務課長(中道真也君) 議案第22号、財産の取得について補足説明を申し上げます。

黒ナンバー4番、議案関係資料16ページをお開きください。

今回更新をするのは、総合行政システム機器のうち、災害時等の回線切断時のバックアップ用となる自庁証明書発行サーバ機器更新とシステム標準化に伴う帳票形式変更に対応するため、業務管理用パソコン及び納付書等の当初発付用のプリンタの更新、納付書等の消込作業で使用する読取装置となるOCR機器等の更新であります。

本更新に当たりましては、北海道市町村備荒資金組合の防災資機材譲渡事業を活用し購入するもので、村が備荒資金組合に委任され、村財務規則などに基づき、備荒資金組合に代わって業者選定から契約、検定までを行うものであります。

導入するシステムの業者選定に当たりましては、既存システム機器の導入業者であり、ソフトウェアやハードウェアの構成やネットワーク管理を熟知しており、導入後のサポートも充実していることなどから、アートシステム株式会社帯広支店1社を選定いたしました。

見積を徴した結果、1,890万9,000円で決定したところであります。この金額に備荒資金組合が定める金利1.1%を加え、令和11年度までの債務負担行為によって取得しようとするものであります。

契約については、備荒資金組合と選定した業者が取り交わし、システム及び機器等は備荒資金組合から村に譲渡されます。

以上で補足説明を終わります。

○議長(中井康雄君) これで提案理由の説明を終わります。

議案第22号に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(中井康雄君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

議案第22号に対する討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(中井康雄君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

議案第22号、財産の取得についてを採決いたします。

この議案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

○議長(中井康雄君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第22号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第6 議案第23号 令和7年度中札内村一般会計補正予算について

○議長(中井康雄君) 日程第6、議案第23号、令和7年度中札内村一般会計補正予算についてを議題にいたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

森田村長、登壇願います。

(森田匡彦村長登壇)

○村長(森田匡彦君) 提案の趣旨についてご説明申し上げます。

既定の歳入、歳出予算の総額に、それぞれ2,607万9,000円を追加し、総額を57億1,167万9,000円に調整したものであります。

詳細につきましては、担当課長より説明を申し上げますので、よろしくご審議、ご決定くださいますようお願い申し上げます、説明を終わります。

○議長(中井康雄君) 補足説明、中道総務課長。

○総務課長(中道真也君) 議案第23号、令和7年度一般会計補正予算の補足説明を申し上げます。

黒ナンバー3番、一般会計補正予算書をご用意いただき、7ページをお開きください。

初めに歳出からご説明いたしますが、関連する歳入についてもあわせてご説明いたしますので、歳入での説明は省略させていただきます。

1款議会費、1項、1目議会費、説明欄上段、議場用備品41万円の追加は、議会中継のYouTube配信に必要となる動画配信用の中継用機器が5月末をもってサポート終了となることから機器の更新をしようとするものです。

次に、その下段、2款総務費、2項企画費、2目広報広聴費、地域集会施設等補助金916万円の追加は、西戸蔦会館建設に対する村単独の補助金として、建設に要する費用の3分の1の額を助成しようとするものです。

なお、特定財源として、助成額相当分につきまして、ふるさと活性化基金繰入金を充当するものです。

次に、その下段、コミュニティ助成事業補助金1,650万円の追加は、同じく西戸蔦会館建設に伴い、一般財団法人自治総合センターが行う宝くじの社会貢献広報事業であるコ

コミュニティ助成事業が交付決定されたことに伴い、西戸鷲行政区に対し助成金を交付しようとするものです。

なお、特定財源として、コミュニティ助成事業助成金について、同額を充当するものです。次に、歳入についてご説明いたします。

戻っていただきまして、6ページをご覧ください。

19款繰越金、1項、1目繰越金47万9,000円は、決算認定前ではございますが、財源として見込むことが可能なことから財源調整を行うものであります。

以上で一般会計補正予算の補足説明を終わります。

○議長（中井康雄君） これで提案理由の説明を終わります。

議案第23号に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（中井康雄君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

議案第23号に対する討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（中井康雄君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

議案第23号、令和7年度中札内村一般会計補正予算についてを採決いたします。

この議案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ声あり）

○議長（中井康雄君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第23号は、原案のとおり可決されました。

これで本日の日程はすべて終了いたしました。

会議を閉じます。

令和7年第2回中札内村議会臨時会を閉会いたします。

閉会 午前10時29分